

## EXPORT CONTROL REFORM NEWS (輸出規制改革ニュース)

ホワイトハウス  
報道官オフィス

即時リリース

2010年11月9日

大統領令

-----

輸出執行調整センター

米国の憲法及び法律により大統領としての私に与えられた権限によって、並びに強化され協調された米国の輸出規制法の執行を通して及びこのような執行活動をサポートする強化された収集情報の交換を通して、米国の外交政策を前進させるため、及び米国の国家安全保障と経済安全保障を守るため、輸出執行調整センターは、本書面をもって、以下の通り命ぜられる：

### § 1 方針

輸出管理は、我々の国家安全保障と外交政策目標を達成するのにきわめて重大である。我々の執行活動を強化して、執行の不一致を最小限にするため、行政省庁及び機関は、米国輸出規制法の違反を探知、阻止、途絶、調査及び起訴するこれらの活動を調整しなければならない、そして、国家安全保障及び適用される法律に沿って、最大限可能な範囲において、これらの活動に関連する収集情報及び法執行情報を共有しなければならない。

### § 2 設立

- (a) 国土安全保障省長官は、行政上の目的で国土安全保障省内に、省庁間の連邦輸出執行調整センター（以下、センターという）を設立しなければならない。
- (b) センターは、以下の各省庁間で輸出執行に関連する問題について調整しなければならない：
  - (i) 国務省；
  - (ii) 財務省；
  - (iii) 国防総省；
  - (iv) 司法省；
  - (v) 商務省；
  - (vi) エネルギー省；
  - (vii) 国土安全保障省；
  - (viii) 米国国家情報局；及び
  - (ix) 大統領が適宜指名することができる、その他の執行行政府、機関又は部局。
- (c) センターには、センター長（国土安全保障省長官により指名された国土安全保障省の常勤の上官又は職員でなければならない）を置かなければならない。センターには、センターに派遣されセンター長に属する二人の副センター長（商務省及び司法省の常勤の上官又は職員であって、商務長官及び司法長官よりそれぞれ指名された者でなければならない）を置かなければならない。センターには、また、センターに派遣され所属される情報部連絡係（米国連邦政府の常勤の上官又は職員であって、米国国家情報局長官より指名された者でなければならない）を置かなければならない。

- (d) センターには、センター長に属する常勤のスタッフを置かなければならない。法律で容認される範囲で、本節の副節 (b) に掲げる執行省庁及び機関は、それらの職員を無償でセンターに派遣若しくは所属させることが奨励される。

### § 3 機能

センターは以下の活動を行うものとする：

- (a) 執行省庁及び機関の輸出規制執行活動を調整し強化するため、並びに米国の輸出規制法の違反に係わる犯罪捜査、行政捜査及び措置において、それ以外の方法では解決されなかった衝突を特定し解決するため、米国連邦内におけるこれらの執行省庁及び機関の主要なフォーラムとして働く。
- (b) 潜在する米国の輸出規制違反に関連する情報交換のため、連邦政府の法執行機関と米国の情報機関関係者との間のパイプ役として働く：
- (c) 輸出許可にたずさわる執行当局と機関の間で主要な接点として働く；
- (d) 米国の輸出規制に関連する法執行の一般へのアウトリーチ活動を調整する；並びに
- (e) センターに参加するすべての関連する省庁及び機関より提供された情報によって、国土安全保障省により執行される米国の刑事上及び行政上の輸出規制執行措置のために、政府全体の統計的な追跡能力を確立する。

### § 4 執行

- (a) 国土安全保障省は、法律により容認される範囲でセンターに財源及び行政支援の管理及び提供を行い、さらに、歳出予算の利用可能な範囲に従うものとする。
- (b) センターの長官は、センターの会議を招集及び主宰を行い、そのアジェンダを決定し、センターの活動を指示し、特定の内容に対し適切な場合には、センターの所員のサブグループを組織化及び調整を行わなければならない。

### § 5 一般条項

- (a) この命令は、適用される法律に沿って施行され、歳出予算の利用可能な範囲に従うものとする。
- (b) この命令におけるいかなる事項も、次の権限又は所掌業務を弱めたり、その他の形態で影響を及ぼすものとして解釈してはならない：
- (i) 法律、規則、大統領令又は執行省庁、機関若しくはこれらの長官に対する大統領の指令又はによって与えられる権限；又は
- (ii) 米連邦行政管理予算局の局長の、予算上、行政上若しくは立法上の計画案に関連する所掌業務。
- (c) この命令におけるいかなる事項も、いずれかの機関に対して排他的或いは第一位の調査権限を与えるものとして解釈してはならない。各機関は、執行活動を強化し、かつ不一致・衝突の可能性を最小限にし、センターを介して協調によって、共同して或いは単独で、既存の権限に沿って刑事上及び行政上の輸出違反を引き続き調査するものとする。
- (d) この命令は、いかなる当事者によっても、米国、米国の省庁、機関又は団体、その担当官、職員若しくは代理人又は他のいかなる者に対して、いかなる権利若しくは便益も、実質的若しくは手続的で実施可能な衡平法上の権利又は／及びコモンロー上の権利も生じさせることもないし、生じさせることを意図していない。

バラク・オバマ

ホワイトハウス、  
2010年11月9日

###